

第1回佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務
公募型プロポーザル選定委員会 議事概要

1 日時

令和5年4月21日(金) 午前10時から午前10時45分まで

2 場所

南千里庁舎3階会議室

3 出席者

委員:理事(地域整備担当)(委員長)、土木部長、税務部次長、都市計画部次長、管路保全室長
事務局:地域整備推進室職員

4 議案案件

- (1) 契約までのスケジュールについて
- (2) 公募型プロポーザル実施要領(案)について

5 議事概要

- (1) 事務局が出席者数の確認(委員5名中5名出席)を行い、佐井寺西土地区画整理事業に係る事業管理等支援業務公募型プロポーザル選定委員会設置要領第5条第2項に定める定足数を満たし、本会議が成立していることを確認した。
また、設置要領第5条第4項により、下水道部次長の代理人として管路保全室長の出席を認めた。
- (2) 次第及び各案件について、資料に基づき事務局から説明をした。また、下表の議論の結果、実施要領(案)を委員の意見を踏まえた内容で修正することで承諾を得た。

表. 第1回選定委員会の意見・回答について

委員からの意見	事務局回答
参加資格要件を大阪府内に本社又は支店等を有する法人であることとしている理由は。	迅速な地権者対応が必要なため。 また、大阪府内における土地区画整理事業について詳しいことを考慮したため。
様式 8-1 の評価テーマにある、「道路付帯地の有効活用」は具体的にどのようなことを考えているか。	単に付帯地を隣接地へ売却するとの考えではなく、グリーンインフラや景観形成への配慮などの利活用方法を提案していただきたいと考えている。
辞退届についての罰則はあるか。	罰則はなし。
以下の参加資格要件を満たしているのは、何社ぐらいあるのか。 ・事業計画書の作成業務(変更も含む) ・換地計画作成業務(変更も含む)	大阪府内に本社又は支店等があり、過去10年間において大阪府内の土地区画整理事業の事業計画書の作成業務と換地計画作成業務の実績があることについて、テクリス登録を確認した結果、該当する会社は5社であった。 テクリス登録義務のない組合施行を含めると、該当する会社はもう少し増えると考える。
実施要領(案)P6 5 事業者の選定(1)アで「提案応募事務局」と書いてあるが、P5(7)ウでは「提案募集事務局」と書いてある。どちらが正しいのか。	「提案募集事務局」が正しい。修正する。
保有個人情報取扱いに係る特記事項に「受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託(再委託)してはならない。」と書かれている。 再委託(下請け)の規定はどうなっているのか。	再委託の禁止等については、業務契約書に明記されており、市ホームページ掲載の「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」においても一括委任の禁止として明記されている。 また、その対象となる部分についても、大阪府都市整備部、土木設計業務等共通仕様書において明確に示されており、本市はこれに準拠することとしている。
実施要領(案)P2 2参加資格要件(2)に書かれている「次の要件をみたます」の要件とは何を指しているのか。	文章直下の ・事業計画書の作成業務(変更も含む) ・換地計画作成業務(変更も含む) を指している。 わかりにくい表現のため、「次に掲げる2つの業務をそれぞれ1件以上」に修正する。

